

して、説明いたします。

○議長(岩田 博君)

以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

以上で質疑を終わります。

○十八番(東田正治君)

この際動議を提出いたします。
ただいま議題となっております議案第九十号については、建設委員会に付託し、審査せられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

お諮りいたします。

ただいま東田正治君から、本案は建設委員会に付託したい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

御異議なしと認めます。

よって議案第九十号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(岩田 博君)

日程第十五議案第九十一号 昭和五十二年度福生市下水道事業会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(下水道課長 須崎 進君 登壇)

○下水道課長(須崎 進君)

御指名をいただきまして、議案第九十一号 昭和五十二

年度福生市下水道事業会計補正予算第一号について御説明を申し上げます。
今回の補正予算は、一部国庫補助金の増額もございしますが、流域下水道事業の負担金の減額等によりまして、歳入歳出六百六十三万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ九億一千四百四十七万円と定めようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入でございますが、国庫支出金といたしまして、公共下水道事業に対する建設省の補助金が当初四千万円を見ていたわけでございますが、六千六百万円の交付決定を見まして、今回二千六百万円の増額補正としようとするものでございます。

繰越金につきましては確定を見まして、今回一千二百九十万四千円の補正を
ごいます。

諸収入でございますが、これにつきましては推入いたしました、指定下水道の
工事店の指定に伴う排水設備関係のテキスト代の売り払い代金の十六万
六千円を今回補正しようとするものでございます。

なお、市債につきましては四千五百七十万円の減額でございますが、この内容
につきましては公共下水道事業債におきまして、国庫補助金の増額によりま
して二千九百六十万円の減額、又、流域下水道事業債におきまして、今年度
の負担金の一部流域下水道の事業に翌年に繰り越しになります、二十八
百五十万四千円の減額に伴いまして、流域下水道債におきまして一十六百十
万円の減額となるものでございます。

次に歳出でございますが、総務費におきまして三十七万二千円の補正をござ
います。これは主に印刷代金でございます。

次に事業費におきまして一千七百四十七万四千円の減額をございます。管
渠費におきましてこの内訳につきましては、実施設計委託料の六百万円の増

地下埋設物等の移設料五百万円の増をございます。一方流域下水道費におきま
して、多摩川上流流域下水道の事業費に対する福生市の負担金につきまして当初
予定額の負担金といたしまして一億五千六百四十五万三千円を計上したわけでござ
います。今回一億二千七百八十七万九千円と決定されましたので、その差額の二千
八百五十七万四千円を減額しようとするものでございます。

公債費につきましては償還に対する利子分をございまして、五十一年度の借り入れ
分の整備によりまして四百八十二万八千円の増額をございます。

予備費につきましては、計数整理のために五百六十五万四千円の計上になってい
るわけでございます。

次に地方債の補正でございますが、地方債の補正につきましては歳入予算の第
六款にあわせまして、借り入れ限度額を公共下水道債四億七千七百四十万、
流域下水道債一億二千二百九十万とそれぞれ定めようとするものであります。

大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議の上、原案御可決く
ださいようお願いいたします。説明を終わります。

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

○十八番(東田正治君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第九十一号については、建設委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま東田正治君から、本案は建設委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。

建設委員会に付託することに決定いたしました。

よって議案第九十一号は

○議長(岩田 博君)

日程第十六 議案第九十二号

市道路線の認定について

を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(建設課長 森田 進君登壇)

○建設課長(森田 進君) 御指名をいただきましたので、議案第九十二号

市道路線の認定について、その提案理由と内容について御説明を申し上げます。

この路線は大聖病院から八高線の踏切りのほぼ中間に位置するもと第一浄水場の反対側を起点に、昨年度拡幅改良工事を施行した市道一〇一九号線に接した所を終点とした、幅員四メートル、延長百十一・四メートルの私道を、田村半十郎氏から寄付されたものでございます。この路線を認定することによりまして、都道と市道が接続され、地域住民に多くの利便をもたらすと同時に、道路環境の整備を図ろうとするものでございます。よって道路法第八条の規定に基づきまして認定をしようとするものでございます。

大変稚拙でございますが、慎重に御審議いただきまして、御可決くださいます

ようお願ひいたします。

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

○十八番(東田正治君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十二号については建設委員会に付託し、審査せしめられんことを望めます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま東田正治君から、本案は建設委員会に付託したい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。
よつて議案第九十二号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(岩田 博君) 日程第十七議案第九十三号市道路線の廃止についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(建設課長 森田 進君登壇)

○建設課長(森田 進君) 御指名をいただきましたので、議案第九十三号市道路線の廃止について、提案理由とその内容について御説明を申し上げます。
まず市道第一六〇号線でございすけれども、この路線は都立熊川保育園の北西に位置する幅員一・八メートル、延長三十五メートルの規模でございまして、保育園の裏門に通ずる道路の敷地が確保されたことに伴ひまして、不用となつたものでございす。

次に市道第二一〇号線でございすか、この路線は牛浜幼稚園の付近に位置する幅員九十センチメートル、延長五十四・八メートルの道路であり、市道二級幹線一三号線の完成—これは昭和二十八年に完成したわけでございますが—によりまして、不用となつたものでございす。

以上二路線とも今後一般交通の用に供される必要がないと判断いたしまして、道路法第十條の規定に基づきまして廃止しようとするものでございます。慎重に御審議をいただきまして、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長(岩田 博君)

以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

以上で質疑を終わります。

○十八番(東田正治君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第九十三号については、建設委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

お諮りいたします。

ただいま東田正治君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

御異議なしと認めます。

よって議案第九十三号

は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(岩田 博君)

お諮りいたします。

委員会審査のため、明十四日から二十六日までの十三日間休会としたいと思惟しますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

御異議なしと認めます。

よって明十四日から二十六

日までの十三日間を休会することに決定いたしました。

なお、次回本会議は九月二十七日午前十時から開きます。

○議長(岩田 博君)

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもちて散会いたします。

午後四時十分

散会

写 福庶発第千八百九十八号

昭和五十二年九月六日

福生市長 石 川 常太郎 印

福生市議会議長

岩 田 博 殿

昭和五十二年第三回福生市議会定例会の招集について

昭和五十二年九月六日付け、福生市告示第三十五号（別紙参照）をもつて、昭和五十二年第三回福生市議会定例会を招集したので通知します。

写 福生市告示第三十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和五十二年第三回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

昭和五十二年九月六日

福生市長 石 川 常太郎 印

一 期 日 昭和五十二年九月十三日
二 場 所 福生市議会議場

写

福庶発第千八百九十九号

昭和五十二年九月六日

福生市長 石 川 常太郎 印

福生市議会議長

岩 田 博 殿

議案の送付について

昭和五十二年第三回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

一 議案第八十号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例

二 議案第八十一号 福生市民体育館条例の一部を改正する条例

三 議案第八十二号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例

四 議案第八十三号 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例

五 議案第八十四号 福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

六 議案第八十五号 福生市中心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

- 七 議案第八十六号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 八 議案第八十七号 福生市中小企業振興資金融資一時補てん基金条例
- 九 議案第八十八号 昭和五十二年福生市一般会計補正予算(第二号)
- 十 議案第八十九号 昭和五十二年福生市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)
- 十一 議案第九十号 昭和五十二年福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算(第一号)
- 十二 議案第九十一号 昭和五十二年福生市下水道事業会計補正予算(第一号)
- 十三 議案第九十二号 市道路線の認定について
- 十四 議案第九十三号 市道路線の廃止について

福議発第百二十一号

昭和五十二年九月七日

福生市議会議長 岩 田 博

殿

議案説明員の出席要求について

昭和五十二年第三回福生市議会定例会に御出席下さるよう、地方自治法第百二十一条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

一 日 時 九月十三日(火) 午前十時

二 場 所 福生市議会議場



福監発第 1817 号

昭和52年8月25日

福生市長 石川 常太郎 殿

福生市議会議長 岩田 博 殿

福生市監査委員 山下 久吉 印

〃 大野 行夫 印

定期監査の結果について

地方自治法第199条第3項の規定により定期監査を行つたので、同条第8項の規定によりその結果を次のとおり報告します。

昭和五十二年八月二十七日福生市監査委員第二回福生市議会定例会が開催された。

出席議員は次のとおりである。

一	番	原 政子 君
二	番	原 政子 君
三	番	原 政子 君
四	番	原 政子 君
五	番	森 田 治男 君
六	番	森 田 治男 君
七	番	鈴木 隆太郎 君
八	番	鈴木 隆太郎 君
九	番	竹 田 政勝 君
十	番	竹 田 政勝 君
十一	番	宇 佐 美良 時 君
十二	番	宇 佐 美良 時 君
十三	番	川 野 靖一 君
十四	番	川 野 靖一 君
十五	番	小 林 菊三 君
十六	番	小 林 菊三 君
十七	番	岡 本 吉 君

一	番	松 山 清 君
二	番	松 山 清 君
三	番	松 山 清 君
四	番	松 山 清 君
五	番	村 尾 盛 夫 君
六	番	村 尾 盛 夫 君
七	番	人 崎 良之助 君
八	番	人 崎 良之助 君
九	番	指 田 健 次 君
十	番	指 田 健 次 君
十一	番	實 井 善次 夫 君
十二	番	實 井 善次 夫 君
十三	番	田 村 市 郎 君
十四	番	田 村 市 郎 君
十五	番	小 堀 仁 七 君
十六	番	小 堀 仁 七 君
十七	番	東 田 正 裕 君